

第3回 中央委員会

2016年10月9日(日)9時〜東洋交通201会議室において第3回中央委員会が開催されました。

議長には鈴木正徳氏、書記には小野純一氏が選任され、出席13名・欠席2名・欠員1名・委任状3通にて中央委員会が成立することが宣言されました。

菊池執行委員長の挨拶では、先日行われた『ライドシェア』問題を考えるシンポジウムに参加し、「利便性ではなく安全・安心を無視した問題に目を向けていかなければならない。すでにシェアリングエコノミーの一環として自宅の駐車場におけるシェアが実際に行われており、そこからの送迎や、またベットの送迎と称して付き添いの飼主が乗れるという白タク行為が行われているという現状を断固阻止していかなければならない。また利用者サービスといつて始めようとしている『初乗り距離短縮運賃』『事前確定型運賃』についても乗務員の賃下げになることがないよう補償を要求していく」と述べました。



議長 鈴木正徳氏

書記 小野純一氏

報告事項

菊池執行委員長より「明番集会の質問『賃金協定書』の『能率給の残業変動腰高』が違法であるか否かについて、顧問弁護士に確認したところ違法ではないことを確認。中央委員会には間に合わなかったが、今月末に意見書をもらう予定になっている」と報告がありました。「石田壮一氏(5294)と小林尚浩氏(5776)が中央委員会での答弁を待たず、執行委員会の許可なく「学習会実行委員会」を立ち上げ、9月25日に東洋交通の賃金協定書が労働基準法違反かのごときピラを組合員に向け配布した。この行為は東洋交通労働組合規約の以下の各項目に違反しています。

第30条

- 組合員で次の各項の一に該当するものがあつた時は、統制委員会、中央委員会、大会において決定し、戒告、解任、権利停止、除名の制裁を加える。
- ① 横領、規約または決議に違反した者
 - ② 統制、または秩序を乱し組合の名譽を毀損した者
 - ③ 組合員としての義務を怠つた者
 - ④ その他、組合員として不適切な行為をした者

26日に緊急執行委員会を開き、執行委員が統制委員を兼務し、兩名の事情聴取を行うことを決定し、27日に兩名の事情聴取を行いました。事実『労基法違反で裁判を行う目的で学習会のピラを配布した』ということを確認し、9月29日に統制委員は兩名に対し『戒告』処分を通知しました。兩名は処分を受け入れ、脱退届を提出したのて受理しました」と報告がありました。

※統制委員会とは処分を決定する機関です。現時点では統制委員会に関する規定がなく発動することもほとんどないので執行委員会が兼任しています。

中央委員会からは「処分が軽すぎるのではないか」「執行部に任命責任はないのか」等の厳しい意見が出ました。

(執行部) 中央委員である石田氏に対し、立場や義務を理解させることができなかつたことにに対し

て当然その責任はあります。今後は中央委員の皆さんにはしっかり理解して頂き、他の組合員に説明ができるよう徹底します。

組合員が行う行為は組合が行つたことと同じです。組合に確認することなくこのようなことがあれば統制処分の対象になります。また、知らない方が多いようですが、会社に許可なくピラ等を貼つたり配布する行為は会社の就業規則違反です。

第43回定期大会

- 『2016年度活動報告』
- 『2016年度決算報告』
- 『2017年度活動方針案』
- 『2017年度予算案』
- 『規約・規定の改正案』

福島書記長より『16年度活動報告』・菊池財政部長より『16年度決算報告』があり、満場一致で可決されました。

『2017年度活動方針案』についての質疑応答

●『白タク合法化反対』について署名活動だけではなく具体的などのような活動をしていくのか? (5929河村氏)

(執行部) 法律を変えるのは選挙しかありません。実際には自民党が主導しているので、私達の業界に有利に働いてくれる議員を一人でも多く当選させ、国会にねじれを作ることです。現時点では現場の乗務員の理解がないことが問題です。組合としてできる事は上部団体や政治家に働きかけることや組合員に理解を求めていくことです。

●春闘要求項目の「残業腰高の減額」について具体的な数字を出すというのはどうですか? (5929河村氏)

(執行部) 以前は4,000円から2,000円に減額することを要求していましたが、賃金検討委員会ですら実際に計算してみたら100円単位で下げることしかできないということがわかりました。